

# 法科大学院における演習について

栗田 陸雄

法科大学院にも、法学部と同様に演習科目がある。しかし、法科大学院における演習科目の位置づけや実態は学部的那とは大分違っている。法科大学院の教育に理解をもって頂くために、演習について簡単な紹介を試みたい。

神大の法科大学院（法務研究科）の演習科目の総数は、10科目に及ぶ。公法演習Ⅰ（憲法訴訟中心）及びⅡ（行政法中心）、刑事法演習Ⅰ（犯罪捜査と公判手続中心）及びⅡ（刑法と刑訴法の交錯領域）、民事法演習Ⅰ（動産取引法）、Ⅱ（不動産取引法）、Ⅲ（損害賠償法）、Ⅳ（親族・相続法）、Ⅴ（会社法）及びⅥ（民訴法）さらに民事法総合演習Ⅰ（民法・手続法）及びⅡ（企業法・手続法）があり、すべて必修科目である。各演習は、講義科目の内容についてより実践的・理論的な応用力を養うことを目的としている。さらに民事法総合演習は、実体法の分野と手続法の分野（執行法・保全法・倒産処理）を結合させてより総合的な学生の応用的思考能力を高める目的をもっている。演習科目は、それぞれの講義科目の履修後、2年次または3年次に配当されている。少人数制教育を実現するために、それぞれについて2クラスを用意して、履修者が均等になるように配慮されている。担当者は、原則として研究者教員1名と実務家教員1名の組み合わせによるが、民事法総合演習では、研究者教員と実務家教員を合わせて4ないし5名の組み合わせによっている。私自身は、民事法演習Ⅵ及び総合演習Ⅰを担当している。

シラバスにより Semester の授業体系が提示される他に、各回の授業内容について事前に事例問題ないし判例による課題がweb上に提示されるので、学生は毎回予習をして実際の授業に臨むことになる。web上には、課題のほか参考判例、文献等が指示

される。また質問及び回答も全員の共有化を図るためにweb上で可能である。

各回の責任担当者は、判例及び論点を整理する形で学生全員に対してアト・ランダムに質問をし、学生相互の討論を誘発することに留意しながら実際の進行をする。共同担当者は、随時自己の専門の見地から意見を述べ、教員相互の間で討論が始まる場合もある（しかし、それはもちろん学生の理解に役立てるという前提で行われる）。法科大学院の設置に際しては、いわゆるプロセス教育が理念とされており、それを直接的に具現しているのが演習科目であろう。演習科目は、成績評価についてもその理念が重視され、随時課されるレポート及び小テストの結果を総合して、平常点の割合が60%とされている。最終試験は、論述試験であるが、問題も具体的な判例を素材として事案の把握の仕方自体が問われる例が多い。

演習は、教員にとっても学生にとっても、事前準備に、またレポート提出やその評価についても、相当な時間を要し、負担が大きいという実感はある。しかし、私自身は、学生の直接の反応を見ながら、演習内容及び翌年の講義内容の充実を図ることができる点、また個々の学生の性格や思考方法を把握できる点に大きなメリットを感じている。

（法科大学院教授）

